

史料紹介 「平田宗高手記」と「御家譜編集一件帳」

林 国

はじめに

東京大学史料編纂所所蔵「島津家文書」については、その成立や構成、特色などが近年明らかにされたきた。島津家本の成立、明治期の島津家本家における家譜編纂、及び市来四郎を中心とした史料編纂についても研究が深められており⁽¹⁾、今後さらに「島津家文書」に関与した人々についての考察も深められるであろう。その一助として島津家本「平田宗高手記」（以下「手記」）及び「御家譜編集一件帳」（以下「編集一件帳」）を底本として翻刻・紹介する。

一 平田宗高について

近世薩摩藩で記録奉行以下の職員によつて編纂された島津家の家譜には、

「島津氏世録正統系図」・「新編島津氏世録正統系図」（島津氏祖忠久から家久譜）・「続編島津氏世録正統系図」（家久から重豪譜）がある。しかし重豪譜に統く斉宣・齊興譜については、その完成をみる前に西南戦争によつて焼失する。

幕末期の記録所職員であった平田九十郎宗高の名は、「旧記雜錄追録」中の文書保管記事にみえる。⁽²⁾ 平田は明治二十一年、斉宣・齊興譜（島津氏世録系図正統）の編纂を担当することになるが、この間の平田については、内山美成氏の丹念な調査により、その履歴が明らかにされている。⁽³⁾ それによれば、平田は天保五年七月二十六日、平田宗敬（樟齋）の子として生まれ、幼少時狩野派に学び、渡辺淳（芝谷）を師としたという。薩英戦争時にも活躍した。⁽⁴⁾ 明治六年三

月には宮崎県中属、七年三月権大属・庶務課地誌掛となり、十一月に終了する『日本地誌提要』や翌年の『日向地誌』編纂事務を担当、十年鹿児島県第五十九（加治木）の一級区長、十二年一月十七日付で始良・桑原・曇嶺郡長に任命され、郡区改正により十四年七月から十六年四月まで菱刈・始良・桑原・曇嶺郡長を務め、明治十四年十二月には『鹿児島県始良・曇嶺郡役所一覽概表』を調製進達しており、『鹿児島県地誌』編纂にも間接的に関わったものとされている。二十年三月、鹿児島県立中学教諭試補・漢学教授係となる。平田は明治二十一年三月七日に没する。

二 「平田宗高手記」について

「手記」は島津家臨時編輯所において書写されたもので、奥書に坂田長愛氏所蔵原本一冊、贈写人清水善五郎、昭和二年四月七日着手、同年五月十七日完了、翌日校正・校定終了である。島津家編輯所図書の受入は昭和二年五月二六日、番号5179と印文にみえ、朱印「作成」が捺されている。坂田長愛は島津家臨時編集所職員であり、「小松帶刀伝」などの著述で知られる。⁽⁵⁾ 柱下部に「公爵島津家編輯所」と印刷された島津家編輯所算紙を使用している。

「手記」には、西南戦争前後の「島津家文書」に関する興味深い記事がみられる。西南戦争当時の史料としては「磯島津家日記」がより詳しく、本史料は比較的簡略である。注目されるのは、島津家家令東郷重持らにより、明治十

年五月三日に岩崎御蔵にあつた「島津家文書」が桜島に運び出された後、七月

十九日には「御文書箱六十六箱」が磯邸^{二番御蔵}に格護された、という記事である。五月三日の搬出一件については、「磯島津家日記」にその緊迫した状況が記されているが、それ以後の「島津家文書」の動きを知る箇所であろう。なお五月三日に岩崎御蔵から搬出された文書箱の総数は七十九個であつたが、残る十三箱については判然としない。桜島での避難に関わる「櫻島出張執事方」の御用物仕舞は本史料に八月五日と記されており、九月一日には私学校党的乱入によって久光・忠義とも再び桜島に避難しているが、文書については八月五日以前に全て磯邸へ送られたと考えられようか。

記事の多くは島津家内部の事件（東京の島津邸との連絡や人の移動、冠婚葬祭など）や島津家先祖の祭祀^⑪であり、その他には教育関係への寄附や、銀行・紡績・鉱山についても一部記される。明治十一年一月十四日条には、県庁第二課の所用にて山ヶ野鉱山山來及び出金高帳留の提出一件がみえる。だが他の控・抄や日記類があつたためであろうか、断片的記述に終始している。例外的に島津家編集方に関するものとしては、明治十一年三月二十七日条にみえる、家譜の取調方（「御家譜編集方」）に携わっていた得能彦左衛門（通古^⑫）の取調帳・記録類の扱いや、四月六日条にはその補助に今藤助左衛門^⑬がつけられたこと、また同年九月の問合中に得能の桜田・高輪旧藩邸の来由に関する報告があつたことなどが記されている。この他、明治九年十一月二日条には、石川正之進が島津分家へ渡す系図の写方を命じられてその作業を行つたことがみえる。なお「手記」後半には大津事件前後のロシア皇太子ニコライ二世と島津忠義の交流なども記されている。

三 「御家譜編集一件帳」について

「編集一件帳」中表紙には「明治廿一年四月八日ヨリ 御家譜編集事件雑記」とある。平田宗高が明治二十一年四月八日に「御家譜編集樹」に任命され、十日より磯邸内において家譜（齊宣譜以下）編集取調方を開始して（二）以降、明治二十六年八月四日までの関係記事や書状類の綴じ込みや写であり、「島津氏世録系図正統」の編集方針（二）や過程を知る上で興味深い史料である。家譜編纂の際に当時島津氏本家の所蔵する史料以外に、どこに史料を求め、筆写収集活動を行ったのか、特にどのような内容の史料に関心をもつて借用をしようとしたのか推察される。また市来四郎の編集方（下町海岸養穀社にあつた）や伊地知季通に関する記事もみられる。

本史料が島津家編輯所図書として受入られた年月日は印文に記されていないが、番号^⑭2962から大正十二年一月二〇日と考えられる（なお朱印「引継」が捺されている）。文書の多くは柱に「鹿児島磯島津家」と印刷された朱の單紙を使用している。その内容は、島津忠義家扶、または磯島津家執事方の差出であり、文字の加除訂正がそのまま記されている。島津家家譜編集樹の宗高が編纂活動に当たり、磯島津家の家扶または執事方を通して各文書所蔵者に借用などを依頼した際の下書きや控である。この他、磯島津邸執事宛の書状の写や、平田宗高宛の書状なども綴じ込まれている。都城島津家（六・一七・二二）、佐多家（八）、日置島津家、山田家など島津氏支流諸家や種子島家（七）、諏訪家（三一・三五）などへの調査依頼と応答が記されるが、特に旧琉球王国尚氏へは詳細な史料の提出を求め、関係記事を日置島津家の帳留から採るなどの活動がうかがえる（三・九・一一・二七・二八・二九）。都城島津家の「列朝制度」（二六・三二）、日置島津家の「日置用帳」（一八・一九）、種子島家の「種子島家譜」（一〇・四八）、山田家の「山田聖榮自記」（三〇）、諏訪家からの「上井覺兼日

記」(三四) 借用、「太政官日誌」(四六) 借用なども興味深い。幕末維新期の中で、多くの文書が失われたことは想像に難くない。事実廃藩に前後して文書を紛失したという尚氏家扶の返答(一三・四五)や、諸家への問合せに対しても「焼失仕候」という付箋・書き込みの多いこと(五・一二)からもそのことが推察される。この他編纂に必要な紙・筆・墨の数量の記事も含まれる(二二・四九)。清書用紙の試漉は加治木天神馬場の竹内氏に命じられている(四)。明治二十四年一月六日付「諸清書用筆墨毫ヶ年中概算」(三八)には「御家譜編集清書用」「御系圖清書用」とあり、編纂事業の進捗を示す。また石川正之進が「島津国史」の筆写を担当していたことや、玉里邸への「御引讓御系図」作成もみえる。この「御引讓御系図」清書用には別に調製方が依頼されている(四三・四七)。一月七日付磯執事方宛の「一ヶ年中用紙概算」(三九)には、「伊地知方舊記編集用」「右同方地誌備考編集用」と、伊地知季通関係の記述もみえる。

伊地知季通の磯島津邸出仕後の「旧記雑錄」増補編纂については、五味克天氏により島津家本「旧記雑錄」編纂過程や伊地知季安・季通父子の関わりから考察が深められている⁽¹⁾。島津重豪死去以後を載せる「追録」八の記載史料について付け加えておけば、季通が編纂において引用した文書・記事は「白木御文書」・「旧御番所御文書」や「齊興譜」、今藤編「島津氏家譜」、そしてそれ以外に「執事方帳留」や「雑抄」がある。この「雑抄」は上記「執事方帳留」も含まれる可能性がある⁽²⁾。また「雑集」とあるのは季通編纂の「安政文久雑集」(島津家本)を示し、これに詳記する故「旧記雑錄」では載せず、との註記⁽³⁾がある。慶応二年正月の島津久治外三名連署証状には「雑錄中」と註記されるが、これは島津家本「慶明雑錄」と同文であり、以下この「雑錄中」が頻出する。慶応四年以降は「太政官日誌」なども引用される。白木箱などから玉里

邸への「現書御引讓」も註記され⁽⁴⁾、当時の文書移動と保管、編纂活動との関係で興味深い。季通の「地誌備考」は「鹿児島県地誌」編纂のための参考資料として作られた各郡村の歴史関係史料集の性格をもつ」もので、時期的には明治十五年から十七年の「鹿児島県地誌」の編纂と同時期と推測されている⁽⁵⁾。本史料で季通の編纂作業の継続、すなわち「旧記雑錄」同様に、「地誌備考」の増補訂正を確認できる。現在「地誌備考」の稿本史料が鹿児島県立図書館と磯の尚古集成館にあり、淨書・補筆されたものが東京大学史料編纂所にあるが、明治二十四年頃に季通によって編纂されていた「地誌備考」が後者である⁽⁶⁾。

おわりに—平田宗高死去前後の島津家家譜編纂—

明治二十六年以降の平田宗高の活動を示すものとしては、島津家本「書籍目録」⁽⁷⁾の末に、平田が明治二十七年上京、翌年春に帰鹿したことがみえる。また同書には明治二十六年頃から三十四年までの、諸家からの文書・記録など貸借関係書類が収められている。編集掛平田宗高差出の証文には、明治二十六年九月二十七日付都城島津邸北郷資知宛の「華族諸家傳三冊」借用証、同二十七年九月十五日付義岡実義宛の「通達留帳要閉」(横折拾式四綴)預り証、同二十八年十月一日付橋口精一宛の「川上家譜拾八冊」預り証がある。「石至秘考」(国立国会図書館所蔵)中にも明治二十七年十一月二十七日の「平田宗高御系圖調⁽⁸⁾就キ市來へ尋問書」があり、晩年に至る活動の一端がうかがえる。

磯の島津邸において進められた島津家家譜編纂について、平田宗高死去後の状況を記す史料が、島津家本「明治二十四年磯編纂方事業取調書 全」所収三月二十五日付の長谷場長寛宛報告である⁽⁹⁾。この中、齊宣譜・齊興譜及び齊彬譜に関する箇条を示す。

此内ヨリ 溪山公御家譜八拾四冊ハ既ニ編纂整齊相成タルモ 紙合并書綴方全ク

相濟ミ、表裝取付方ノ處、先ニ表具師解雇ニ付、一應停止致置、費用ノ都合

ニ依リ暫時見合置候、

金剛定院公御家譜ノ儀ハ艸稿整頓相成居候処、當分御文書番号ニ紹シ臨寫

仕込方編纂中ニテ括据勉務罷在候、

(中略)

一 順聖院公御家譜ハ艸稿編纂中ハ勿論ナレトモ側ラニハ御家譜史料ヲ蒐輯致シ括

据勉務中ニ候、

齊宣譜八十四冊は、編纂は完了し表裝を済ませるだけの状態にあつた。²⁵ ま

た齊興譜は草稿が成っていた（最終的に全三十二冊）。齊彬譜については草稿編纂中で関係史料の収集過程にあり、忠義譜の編纂は未だであり、この報告に統く意見・要望書の箇条中、

忠義公御家譜起艸可仕ニ付テハ、旧藩代諸事被遊候御事績ハ勿論、本書ヲ編纂スルニ當リテハ、廣ク材料ヲ搜索蒐輯可致候、

とあることからも明らかである。磯島津邸編集方による齊彬・忠義譜編纂²⁶が成らなかつた事情は、諸調査も併せての人手不足、資金不足があつたと推察される。史料の筆写収集について同箇条中には、

御家譜史料是迄外方へ筆耕相頼寫サセ方致候處、御費用省約之為メ去ル三十一年七月三十日限廃シ、此内文部省ヨリ鹿児島藩旧記、文部省ニ於テ日本史編纂ニ付、御家御所有之書籍借用方各省ヨリ中入ノ節モ聊有之、世間ヘハ所持者有之、誠ニ遺憾之至ニ候、只今ノ内搜索寫方着手不致候得バ、今後ニ相成薩藩ノ歴史ヲ遺存闇覽スル不能、且ツ先度御當家山林引戻ニ付、證拠書類モ借用贍寫方相成居候得バ、幾分歟ノ証拠相成候半歟、又薩摩陶器取調ノ際モ、

可據書類各所持主ノ宅ヘ參り寫取位ニテ事濟ミ申候、又川上左京殿取調ノ際モ、

各所ノ家系圖ヲ邊ニ寫取り漸々調濟位ニテ、此段中上置候也、
と訴えられている。

註

(1) 『島津家文書目録』I・II・III (受託研究「島津家文書」の収集研究) 研究成果報告書、東京大学史料編纂所、一九九七・一九九九・一〇〇〇) 解題、山本博文「島

津家文書の内部構造の研究」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第13号、一〇〇二)、島津家本については朴澤直秀「島津家本」の構成と形成過程」(同)第8号、一九

九八)。明治期の島津家編纂事業に関して岩切美保「島津家文書と島津家の編輯事業」(『国語国文薩摩路』第三十八号、一九九四)、「島津氏の編纂方について—島津家の家政との関わりを中心に—」(『鹿児島歴史研究』第4号、一九九九)、島津家本、家譜編纂と磯邸編輯方、旧藩事蹟編纂の関係などについては川島慶子「明治・昭和初期における島津家の編纂事業」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第15号、一〇〇五)の業績がある。

(2) 「編集一件帳」については、明治期の「種子島家譜」編纂と関係して紹介した。拙稿「種子島家譜小考(二)」(『黎明館調査研究報』第14集(一〇〇一))。

(3) 鹿児島県立図書館所蔵「御文書并ニ御記録奉行」には、初め御文書方・御文書奉行、平田純正以来御記録方・御記録奉行、慶応二年五月旧名に復し御文書方と称したとある。孝明天皇宸筆・近衛忠房詠歌・島津茂久添書の「御文書方」格護を命じる、明治元年十二月十五日付の「御文書奉行」宛伊藤彥介証状(鹿児島県史料 旧記録追録) (以下「追録」) 八(一九七八)の二二三号) から、「御文書奉行」「御文書方」の呼称が確認できる。

(4) 例えは島津齊興達書(『追録』八の一七九号)には安政六年正月二十八日に新納駿河より平田九十郎がこの文書を受取り「白木御文書十番箱」に格納した旨註記され

る。平田の文書保管事例は文久元年九月五日にもみえる（『同』二二二〇号）。この他同年の斎興譜（『同』一九七号）には、斎興死去（九月十二日）についてその葬礼・祭祀を詳述しようにも文献に微すべきものがない、斎宣以来の「國之大故大禮於其事實

闕略如斯矣、宗高每操筆剗于茲不以不歎良也」と述べられている。

（5）五味克夫「島津家本旧記雜錄編纂の経過」（『鹿児島県史料旧記雜錄附錄月報』（以下『月報』）2、一九八〇）、芳即正「鹿児島県史料 齋宣・斎興公史料」解題

（一九八五）。この他平田の略歴をまとめたものに原口泉・丹羽謙治他編『薩摩藩文化官僚の幕末・明治』（岩田書院、一〇〇五）の注釈（一九項）がある。

（6）『鹿児島県地誌の起稿年次と編纂者』（高城書房、一〇〇五）。

（7）薩英戦争行賞（『追録』八の四三五号）。

（8）明治七年改の「宮崎縣官員録」（宮崎縣総合博物館所蔵）に中属庶務課として平田と上村行清の名をみる。

（9）『鹿児島県史料集』21（一九八〇）所収。なお島津家本中には、大正十五年五月三十日から六月二十二日の「坂田長愛史料探訪日誌」があり、鹿児島における史料調

査記録が残されている。また島津家本には同氏所蔵本を原本とする写本が多くみられ、坂田の活動と史料の伝存について、今後の検討が期待される。

（10）『鹿児島県史料 西南戦争』三（一九八〇）所収。

（11）参詣・祭礼や合祀など。明治七年十月二十三日条では鹿児島の龍尾神社にあつた島津義弘の木像を伊集院の徳重神社（山妙円寺）へ遷したこと、同八年七月二十五日・八月六日条には斎彬・貴久の画像や斎興の木像についての記述がみえる。また明治九年一月三十日に類焼した松原神社（旧南林寺）に同年八月八日貴久の御魂が遷座した」と、明治十年には県内の島津家崇社から多くの祖靈を鶴嶺神社に合祀し、本像や画像を安置するため鎮像殿を設立した」となどが記される。同年の西南戦争において、七月二十日には龍尾神社に安置されていた島津忠久以下の木像・画像が鎮像殿

へ遷座したことがわかる。さらに明治十二年一月十四日条によれば、国分八幡神社にあつた島津氏久の木像がこの鎮像殿に遷されることになり、関係者が固分に赴いた」とが記されている。

（12）得能通古の活動及び祖父通昭・父通貞らについて拙稿「薩摩藩記録奉行得能氏について」（『鹿児島史学』第50号、二〇〇五）参照。

（13）島津家本「島津氏家譜」（忠義公略伝）上下を編纂する。下巻中には明治十二年七月一日付内田政風宛電書付があり、「此ノ冊取捨採擇宜ヲ失ヒ 御恩召ニ相叶候モ難計奉存候得共、萬々一 御恩召ニ相叶候節ハ、頭ノ明治二年己酉ノ六字ヲ刪リ前冊ト合冊仕候テハ如何、何分先生マテ奉鏡候也」とみえる。「手記」明治九年六月廿二日条に、「小学第三校監事」としてその名をみる。

（14）五味克夫「追録」一（一九七一）・『旧記雜錄前編』一（一九七九）・『旧記雜錄附録』二（一九八七）・『旧記雜錄拾遺 諸氏系譜』（以下『諸氏系譜』）一（一九八九）解題、「島津家文書伝存の経緯」（『黎明館企画特別展「奇跡の至宝島津家文書」図録』、二〇〇〇）など。

（15）註13。例えば『追録』八の四二五号（文久三年六月二十八日条）。

（16）『追録』八の三〇三・二八一・五六七号など。

（17）『追録』八の四二〇・四四五号。

（18）『追録』八の五七二号。

（19）『追録』八の三六七・四七〇から四七七号、五〇八から五一〇号など。

（20）尾口義男・中野尚子「伊地知季通編『地誌備考』の対照表について」（『黎明館調査研究報告』第12集、一九九九）。

（21）季通自身の明治二十四年の奥書がある。五味克夫「島津家本旧記雜錄編纂の経過」。

（22）表紙には「編輯方」を消して「島津邸」とあり、見返しには「他借ヲ許サス、但

御邸用ハ其限ニアラス」と記されている。同目録は「年譜日記類之部」の二、三番箱以下、東鑑・大日本史などの二十三番箱までを記載する。

(23) 平田没後、後任として活動した福島正治について、五味克夫「福島正治と伊地知季通」「日記雑録」補考(『月報』28、一〇〇七) 参照。

(24) 本史料については既に概略が紹介され、磯編集方には「家令一家扶一家従ラインの家政機構から指示が出されて、家譜編纂以外にも、種々の調査・書写業務を行つていたこと」及び「藩政時代の記録奉行に繋がる立場で、磯邸内保管の文書を利用して家譜編纂を行つた」自負心が指摘されている(川島慶子「明治・昭和初期における島津家の編纂事業」)。

(25) この表裏完了は明治二十七年十一月十日であった。前掲川島論文参照。

(26) 島津家本「御家譜日録」は島津忠久以後歴代譜について、帙及び箱番号を記す。

例えは重豪譜の天保四年(没年、以下同)まで「以上七十一帙」、齊宣譜の天保十二年まで「以上七十九帙」、「七十九帙以上十二番箱」の如くである。これに続く八十帙は島津一門家の重富(越前)家家譜であり、以下八十一から八十七帙は全て島津氏支流諸家譜(支流系図)で当初「十二番箱」に收められたようである。しかし齊興譜の安政六年や齊彬譜の安政五年、忠義譜の明治三十年には譜の帙数など未記入で、これらの編集と保管がなされていないことを示す。

(史料)

1 「平田宗高手記」

(表紙)

「平田宗高手記」

全

(明治
至廿四年)

明治七年日帳

一月十八日

華頂宮様西國御遊歴として 昨日比當地へ御着

同月廿三日

華頂宮様御旅宿下町元下會所江被為 入、玄喚迄

御見舞、

二月七日

一今晚丑刻、
一常姫様ナリ 御女子様 御誕生、

同日

一清姫様御髪置御祝ニ付、四ツ後於典殿御上リ御式事御都合能被為済、暮過御下リ、

同月十三日

一常姫様御七夜御祝、

同月十四日

一三時比ヨリ

華頂宮様御出相成、於鶴之間 御對顔、

一月十七日（元）正月元日也、

* 翻刻に際して、体裁・用字は原則として底本に従つたが、一部当用漢字に改め適宜訓点をつけた。半出は欠字として扱つた。「編集一件帳」については便宜上各文書に○印と漢数字を付した。追筆・補筆は「」、朱書きは「」、編者註は()で示した。

旨 御拜 命 同十七日東京御立、横濱ヨリ千里

艦江御乗艦、海上御都合能、午後五時比前之濱江

被遊 御着艦候段御左右、

一右付、御乘切ニ而山下御邸江被為 入、十時過

御歸邸被遊候事、

一去ル十三日 従二位様御歸縣、御拜 命 故書寫

別冊ニ有之、

四月五日

一從二位様 勅書御拜命ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

一御馬三面萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

同七日

一勅使御下向、依 御召來ル十五日千里艦ヨリ被遊

御上京候旨、被為在 御沙汰候、左候而 悅之助

様ニも御同斷被遊等候間、被達 御聽候儀共宣御
取計給度、此段及御問合候、以上、

一四月七日 奈良原幸五郎

磯御邸

御家令衆

御家扶衆

一四月十日

一今朝四ツ時御供拂ニ而御丸木船江 御乗船、櫻島

舊地頭仮屋江被為 入、萬里小路殿・山岡殿御
緩々御取會、珍彦殿・英之進殿、權令初縣廳役々ニ

も被罷出、水入引網等之御慰共有之候處、晝後ヨリ南風相成、蒸氣船横濱丸御取寄、夜一時前 御

乗船、三時過御邸下江御着船被遊 御歸殿候事、

一但前之濱江暫時汐掛、萬里小路殿初縣廳役々上
陸相成候、左候而今日御上り物等惣而縣廳計二
而候事、

一四月十四日

一從二位様 勅書御拜命ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

一萬里小路様明日御歸京ニ付、為御暇乞旁御見舞有
之候事、

一御馬三面萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

同七日

一勅使御下向、依 御召來ル十五日千里艦ヨリ被遊

御上京候旨、被為在 御沙汰候、左候而 悅之助

様ニも御同斷被遊等候間、被達 御聽候儀共宣御
取計給度、此段及御問合候、以上、

一四月廿四日

一從二位様 勅書御拜命ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

一萬里小路様明日御歸京ニ付、為御暇乞旁御見舞有
之候事、

一御馬三面萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

一四月廿七日

一常姫様御百日御祝、

一御看一折

重久佐平太

外四名略ス、

一御樽一荷

同月廿八日

一袖ヶ崎御邸守蘭牟田四郎右衛門來月五日出立歸京

候為御禮進上候、 御口見被仰付候事、

一仕度願出候事、

一六月十二日

一左大臣様濱町御邸ニ而ハ毎日之 御參官御不便利

一付、去ル九日 御退官掛より櫻田御邸江御引移

被遊候旨、東京櫻田御邸より五月廿七日之間合相

悦之助様ニハ御上陸、東海道筋御通行ニ而 伊勢

達、

一同月十三日

り之間合有之、

五月七日

一從二位様、去ル十九日午後四時過神戸港 御發航、

廿日夜十二時過横濱港御着艦、翌廿一日午前六時
御上陸、高崎屋江御小休、午後一時三十分 御立、

二時鉄道汽車江 御乗車ニ而新橋迄、夫より御駕
被為召、濱町御邸江 御光着被遊等候旨、四月廿

一日御供御家令横濱ヨリ之問合、

五一月十四日

一從二位様、去月廿一日東京濱町御邸 御光着、翌

廿一日 御參 朝被遊候處、 御手自御短刀 御

拜戴被遊、同廿七日依 御召 御參 朝、左大臣

御拜命被遊候旨御左右武宮雄之介到着申上候、

五一月廿二日

一從二位様 勅書御拜命ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

一萬里小路様明日御歸京ニ付、為御暇乞旁御見舞有
之候事、

一御馬三面萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

同七日

一勅使御下向、依 御召來ル十五日千里艦ヨリ被遊

御上京候旨、被為在 御沙汰候、左候而 悅之助

様ニも御同斷被遊等候間、被達 御聽候儀共宣御
取計給度、此段及御問合候、以上、

一四月廿四日

一從二位様 勅書御拜命ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

一萬里小路様明日御歸京ニ付、為御暇乞旁御見舞有
之候事、

一御馬三面萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

今日御門棟上ヶ御式有之、

同月十七日

今日ヨリ御本門 御通初被為在候事、

同月廿二日

從三位様御暇日數當月十二日迄之處、御願重或白

同月廿三日

日御免相成候段御到来候事、御宿豫御廟書并東京府指令
十五日ノ場ニ有之候事

七月十三日

一金拾圓

右、春日神社修覆二付御奉納、

八月十三日

今日ヨリ在踊相初リ御邸下ニ而踊方被仰付候、
但御肴代舊錢貳拾貫文被成下候、以後準之、

同月十七日

是迄舊護摩所へ御建立相成候

靈岡八幡神社

稻荷神社

菅原神社

狐神社

中村御茶屋

稻荷神社

右今日御遷座、當御邸御庭神社へ御合祭相成候事、

九月三日

左大臣様江去ル十五日為御使東久世侍從長殿御參
邸相成り、同十六日前十時 離宮江被為 召候

越し也、

御前様御子様ニも御同斷也、

八年亥

旨御達之段御承知、同日九時二十分御供揃ニ而

御参内被遊候處、方今内外不容易時勢ニ付、當務

勉勵スペキトノ 勅命御拜承、即座ニ御受、午前

十一時三十分過 御歸邸、毎日御参官被遊候旨束

京より之間合相達、

十月廿三日

松齡公御木像、龍尾神社より徳重神社江御遷座、

今晚七ツ時御供揃ニ而正六ツ時 御發輿被為在候

事、

十一月八日

竹田神社今般御造營ニ付、六ツ半時御供揃ニ而御
馬より御出、加世田舊御坂屋江五時比御着、

同月十日

從三位様社上共御ケ谷邊名生リ御供、
今朝八時伊作舊地頭坂屋御立、午後

時比御歸邸、

但烏津又吉舊領ノ士族共數十名伊作迄御出迎 御
目見、伊作・加世田ハ勿論、田布施・阿多士族

召上候旨 御沙汰有之候事、

共 御通筋ヘ 御目見、いつれも志厚く被思

十二月十八日

今日ヨリ指宿二月山江 御光越、三邦丸ヨリ 御

越し也、

奇靈様御葬送、

七月廿三日

一月廿一日

今日二月田御茶屋ヨリ御歸邸、御前様并御子様

方御同斷、

二月六日 舊曆元旦、

一去ル廿一日午前五時四十分、權典侍柳原愛子分娩、
皇女御降誕、昨廿七日鋪宴并御祭典被為行候段、

一月廿八日東京詰問合達ス、

一月十九日

一鶴壽丸公・久保公御靈位今日御着、於執事方 御
遷魂之上直様鶴領社江 御合祭、御式ハ此已前高

野山ヨリ御同斷之筋通、
但御靈位ハ 御代々様御同様長谷内へ御うつめ

相成候事、

一常姫様御餅踏御祝、
御代々様御同様長谷内へ御うつめ

同月廿二日

一舊龍洞院江被召置候 御方々様御靈位、御遷魂之

上鶴領江

御合祭、從前之御振合ヲ以御祭式、

一勝姫様御逝去、

六月十日

一日新公御在世中於諸所戰亡之人數明後廿五日舊曆六月廿三日

竹山神社へ從祀被仰付候付、御代參被差立、

七月廿五日

順聖公御畫像五枚内四枚繪絹
壹枚紙

右、御家扶方へ御格護限再御取扱不相成様 御沙汰被遊候事、

八月六日

貴久公御画像 齊興公御木像玉里御邸ヨリ今日四ツ後此御邸 御神棚へ御遷座之事、

八月十五日

夕第七時過、御女子様御出生、

十月廿六日、於俊様御卒去、「御墓表ハ廿七日トス」

同月卅日

十一月八日
一御肴一折 御酒二樽

舊諸組遊擊隊

隊長 堀 剛十郎

外九拾余名ヨリ

同月卅一日
一松原神社并 順聖院様江 御参詣、

右、此節賞典祿配戴二付、御初穗右之通獻上いたし度願出候事披露相遂、

十二月十一日

明十二日舊曆十一月十五日、加世田竹田神社 御大祭二付御光越、今日伊作・田布施・阿多・加世田古長初、主族共多人數御出迎トシテ罷出候事、

同月十四日
伊作御旅宿御立、同所麓之内伊作家 御代々様奉崇上候岩根神社江 御奉拜、

十二月廿五日

充姫様御髪置并 知姫様御百日御祝有之、

九年一月一日ヨリ九月一日迄一冊

一月廿六日 様山下御邸江被為入候事、

五社御参詣等有之、

同月廿七日

一鶴嶺社其他諸所御参詣、

同日

島津次郎殿島津英之進殿此節隱居家督三付、今日

肴・榜進上也、

看・榜進上也、

十一月八日
一松原神社御類焼、晚八ツ比より出火、三時過鎮火、

御正躰御焼失、御畫像丈ヶはづし、順聖公御靈屋於平様御靈屋御無事、

同月卅日

同月卅一日

一松原神社并 順聖院様江 御参詣、

三月廿三日

小學第一校之儀、文部省規則ニ基、去ル十七日ヨリ鶴ヶ嶺小學と改稱、生徒百八十人入校開業之處、

同月七日
一今朝三邦丸入港、於輯様御光着、

一今朝奈良原幸五郎被為召、御家政向改革いたし候様 御沙汰有之候事、

三月廿四日

四月十三日

一従二位様 悅之助様、三邦丸ヨリ午後六時三十分

前之濱御着艦、御都合能御上陸御歸邸、従三位

様山下御邸江被為入候事、

同月十四日

一帶刀禁止之御布令、於東京 従二位様御承知、即

ヨリ御附人數脱刀致候様被仰渡就而、公も御同

前御承知被遊候間、當御邸出仕人數今日ヨリ都而

脱刀致様 御沙汰之旨、又山御取次三而御達相成

候事、

四月廿日

一第十時比、縣下舊菅原神社脇江田甲之助所ヨリ出

火、隣家一軒都合二軒逃失、

五月一日

一今朝三邦丸入港、於輯様御光着、

同月四日

一華族堤様此内ヨリ御滞縣ニ而今日御邸へ御出、金

二百圓堤様江御餞別トシテ被進候事、

同月十九日

一従二位様御湯治御暇ニ而、來月初メ東京御立之旨

一従二位様御始悦之助様御隨従、午前十一時より御来

駕、花倉御涼臺へモ御出、今夜九時御歸邸、

白川縣より電報有之、

六月九日

一 磯鹿倉下場、租稅課ヨリ境踏分方ニ付立合、

六月十二日

一 山下御邸ニ於而能・狂言御慰覽、

同月廿一日

右、前同斷參邸、

向江町小學訓導
中村重生

變則小學第四校
監事 中村幸介

長谷小學

監事 甲斐宗之進

高山小學

監事 寺師休五郎

教員 赤松重之助

右者、今般御賞典祿五万石學校資本トシテ御附與

被仰付、難有奉存候御禮、惣代として參邸、

同月廿二日

師範學校掛
二等監事岩山武

外訓導等十二人名略ス

中學校惣代
貴島平八

小學第二校
惣代 貴島通吉

同第三校惣代
今藤助左衛門

「元第一校」

鶴ヶ嶺小學惣代
監事 梅北休兵衛

第三鄉校
監事 蒲生彥四郎

中洲小學
監事 黒岡久直

女學校第一校二校五校六校
監事 伊佐敷正輔

同月八日

一 貴久公御神棚ヨリ松原神社江御遷座、徒三位様

其餘島津又四郎殿等段々御供ナリ、

同月十一日

一 鶴ヶ嶺御普請本日ヨリ御取付、

同月十六日

一 鶴ヶ嶺神社 御遷魂祭、

武田上兩小學監事
額川徳之丞

一 依而 召、雄之介・源四郎・正介山下江參邸拜謁

被仰付候處、昨日差上置候御改革一條調書御下柏

成、直正介持參、其儘 御前江差置候事、

同月廿八日

松原小學監事
三原重素

同月卅日

一大山令近日農瑞丸ヨリ上京ニ付、為御暇乞參殿拜

謁被仰付候事、

九年九月二日ヨリ十一月迄

一隨眞院様於東京當月十一日御逝去之御左右有之、

〔十一日ニ非ラス〕

一御家政御改革ニ付、御扶從等拜命人員并當番等之

次第數條、

一二大區戸長平瀬武彦 御前江被為召、縣内士族

初年賀祝詞金、米廿年ヨリ御断被成候旨 御手白

御書付ヲ以被仰渡候、

同月五日

重富郷士族中、方今ノ時ニ當リ、専ラ風俗ヲ正シ

禮節ヲ重スルノ志上達ゼンコトヲ希ヒ、今度為惣

代中村鉄五郎・山口一齋出甕、舊主島津珍彦殿江

相付懇訴ノ件ニ有之、右兩人御呼出ノ上、御書

取ヲ以御褒詞被遊候事、十月八日右兩士御見被仰付候事

十月十七日

徒二位様御始明十八日ヨリ指宿二月田江 御湯治

として 御光越ニ付、今日午後三時比ヨリ山下江

被為 入候事、

十一月二日

石川正之進 御分家様江被進用之御系圖寫方被仰

付置候處、皆尾相成候段届出ニ付、御目見被仰

付候事、

同月六日

熊本縣并山口縣等暴舉ニ付、為探索方折田正介ヲ

大坂邊江被差遣、

十二月九日

徒二位様御始二月田御湯治ヨリ今日 御歸邸、

同月十二日

一從二位様御始二月田御湯治ヨリ今日 御歸邸、

一御女子様_{時過}ニ付御誕生、

十二月廿六日

加藤眞平并黒岩堅藏、農民會社益金獻上、且歲末

年始之御祝詞として參邸、

同月廿八日

一日新公御分靈、鶴ヶ嶺神社より加世田竹田神社江

御遷座、

同月廿九日

一加世田神社江 御參詣、

同月卅一日

一右御參詣ヨリ 御歸邸、

一左御參詣ヨリ 御歸邸、

一大山令歸縣ニ付参邸、

同月九日

十年一月ヨリ十二月迄

一月十二日

一龜嶺神社御普請御落成、縣廳人數立會、

同月十四日

一今日 皇產靈神社内ニ 御鎮座ノ 重豪公 中_伊

翁公 齊興公 妙心院様 信解院様 信證院様

廣大院様、鶴嶺三御合祀アリ、抑鹿兒島縣内 御

家ノ崇社數棟ニシテ少シトセス、然ルニ今ヤ廢藩、

此ノ末御祭典且修繕等ノ儀 徒三位公深ク御憂慮

アリ、今般鶴ヶ嶺ノ 御宗社ヲ修覆シ、更ニ 鎮

像殿ヲ設立シ、諸社ノ御神位其遷シ奉ルヘキヲ

遷シ奉リ、御神靈ヲ御本社ニ合祀シ、其 御本

像及ヒ 御画像ヲ鎮像殿ニ安置シ奉リ、永世不朽

ノ御祭典ヲ行ハルノ 尊慮也、

十二月廿六日

同月十五日

同月十八日

一鶴嶺神社御造營御落成、本日御遷座、且毎歲御定

規之御祭典被為行等ニ付 御參詣御祭式相濟、能

三番・狂言・番有之、

同月三日

一常姫様御髪置_并 普姫様御_古参ニ付御祝、

同月九日

一西郷隆盛一列私學校人員數千人、今明日大舉發縣

ノ形勢ナリ 此事件別記ニ抄錄セントシテ之ヲ略

ス、

二月十三日

一今日舊曆年頭ニ付御祝儀人アリ、

三月八日

一春日艦等軍艦及賈船形艦等數艘入港、奈良原繁

有村國彦上陸シテ参邸シ曰ク、

勅使柳原前光殿ヲ以テ御_{改行}兩邸ニ來 勅アリ、即チ

日今當縣ノ舉動肥後兵亂ニ係ルナリト、因テ先ツ

英君御候向使トシテ御參艦後、徒三位公御參艦

アツテ時_{時ナリ}三午後六 御辰翰 御拜戴、徒二位公ハ御

所勞ニ依リ 御名代珍彦君同ク御參艦ナリ、夫ヨ

リ 公山下へ御参邸、夜十一時御歸邸、

三月十日

一山下御邸へ 勅使御引受ニ付、午前八時御供搯ニ

アリ、御祝ニ付琵琶ノ弾曲アリ、御座末ニ罷出彈曲致候事、

而被為入、四時過御歸邸、

同月十一日 城山戦争始り、

一 御方々様、是迄龍ノ尾神社江御安置被遊候處、
右 御方々様、是迄龍ノ尾神社江御安置被遊候處、

一 従三位公 寅輪御拜戴ノ 御勅答トシテ、勅使
同月八日 今般動搖火災ニ付、御墓御後江御迺相成居候旨司

御宿ヘ 御參向御對顔、 従二位公ニハ御所勞ニ
官申出、因而鶴嶺鎮像殿へ御遷座被遊候事、

付 御名代島津珍彦殿、 従三位公へ御隨行御同
行ナリ、

同月十二日 軍艦ニ便船三而長崎ヨリ前之濱へ歸着、櫻島へ上陸、

一 午後三時 勅使御歸京、類艦二艘前之濱出帆、
同月十九日 六月廿六七日 同月廿五日

一 鶴嶺神社御大祭ニ付御直參、
但御直垂、

一 一山下御邸江被為入、溫故掌師員并幹事被為召、
一 薩兵落去、

一 七月一日 同月十二日 八月十三日

一 従三位公櫻洲ヨリ午前九時暫時 御歸邸、午後六時 御歸島、

一 従三位様奉始 御前様并御方々様櫻島ヨリ 御歸
邸、午前七時

一 殿様御捕ニ而御直達、

一 九月一日 同月廿四日 八月十五日

一 私學校堂再鹿兒島へ亂入ニ付、御兩殿様御始櫻
島御迎候、

一 同月廿六日 同月卅日

一 征討惣督東伏見宮様、今日ヨリ御邸内御宿營、廿九日 宮様御歸京、

一 御文書箱六拾六箱、當邸一番御藏江御格護相成候
事、

一 一城山落去、

一 一忠久公御木像 元久公同 同月卅日

一 征討惣督東伏見宮様、今日ヨリ御邸内御宿營、廿九日 宮様御歸京、

一 一御子様方島ヨリ御歸邸、

一 同月廿六日 十月二日

一 東伏見宮御邸ヨリ御立、直ニ御出帆ニ而御凱旋ナリ、

一 従一位様 従三位様、櫻島江御迺レ、此日 岩崎忠隆公
忠昌公
久豊公
立久公
忠昌公
重豪公
家久公御木像
重豪公
仲翁君

一 従一位様 従三位様、櫻島江御迺レ、此日 岩崎忠隆公
忠昌公
重豪公
仲翁君

一 御藏御文書ヲ出シ櫻島江運フ事別冊ニ抄ス、

五月二日

桂山君

持明君御画像

鍋保丸君

五 月 五 日

一 玉里御邸内家作廻リ為見分、東郷等差越候事、

十月五日
 一公近々御上京ニ付、御家令始御供御内達有之、
 同月六日
 一從三位様并 御前様櫻島ヨリ御歸邸、
 十一月十六日
 一御上京ニ付、九重丸御座之間、為見分源四郎・藤右衛門差越候事、
 同月廿日
 一午前六時御供揃ニ而御發駕、九重丸七時御乗付、
 九時當港出帆、
 同月十七日
 一去ル廿四日午後四時比横濱江御光着、翌廿五日午
 前十二時比濱町御邸御光着被遊候旨電報達、
 同月廿一日
 一普姫様御餅踏御祝、
 同月十二日
 一從三位様東京濱町御着之御左右、今日郵便相達、
 山下御邸方江差廻、
 従二位様達御聽候事、
 同月十五日
 一丹生希正事、指宿表 従二位様御湯治先江何御機嫌、明日ヨリ差越候事、
 同月十八日
 一龜嶺神社石鳥居、戦争之節砲丸ニ而損居候處、
 御大祭ニ付朽石取除方取付候事、
 一月廿三日
 一承惠社々長喜人嘉之助ナリ、
 一金四万六千五百五拾五圓七拾壹錢七厘

十二月廿一日
 一齋嶺神社御大祭、
 同月廿六日
 一縣廳ヨリ承知之趣有之、指宿表 従二位様江御伺トシテ房村猪之次指宿指越候事、
 同月廿九日
 一銀行方江一時拜借相成居候金三万圓返上首尾相成候事、
 同年中
 一午前六時御供揃ニ而御發駕、九重丸七時御乗付、
 九時當港出帆、
 同月十四日
 一當銀行方江金四万圓差出候様ニトノ電報ニ付相廻候事、
 同月十五日
 一縣廳第二課ヨリ御用ニ而、山ヶ野鑛山方明暦以来山之出來記載之一冊、是迄出金高御帳留一冊差出候様、青江秀ヨリ承知致シ候事、
 同月廿二日
 一先度兵火ニ罹り民家江兩御邸ヨリ金壹万圓為御救助下賜候、其功ニヨリ金益壹箇御頃戴被遊候儀ニ付御書付寫東京ヨリ御用封之内ヨリ相達、山下御邸へ差廻候事、
 同月廿五日
 一鑛山方任職之面々都而被廢候、
 但追々御屋入人數有之略ス
 一御出生様御七夜御祝ニ付 御典殿御上り、
 三月七日
 一花尾山倒杉御用材江御卜占御祈願本田武備江御依頼之上、御願濟相成候事、

右ハ御賞典米石代學校費トシテ縣廳江御差出之株

ニ而當銀行ニ於而請取候付、鎌田・武官持參致シ、

縣廳二等屬櫻木保又同丹羽昭陽出役相成、右兩人江相渡候事、

三月二日 舊正月元日、

三月四日 舊正月三日、

一金壹圓 重富上族中ヨリ年始御祝儀御肴料トシテ進上也、

一月七日

一山下御邸兵變之際、天子ヨリ御拜領之御太刀、

一當御邸御藏江御格護相成居候付、今日町田為兵衛江引渡候事、

一今晚午前三時比 御女子様御誕生、

一於典殿御出生様御乳付、

一御產弓大山仲兵衛相勤、

清姫様・満姫様年始ニ付五社并鶴嶺神社へ 御参

報、

三月十日

詣、

五月一日

〔玉里〕
從五位様御事、此内より御病氣之處、段々被差重、

同月十四日

一龍尾神社、今日鶴嶺神社江御合祀ナリ、

終ニ夜半御養生無御叶御逝去被遊候事、

一國分八幡神社内江 氏久公御木像有之候處、今般

鶴嶺神社内鎮像殿江御遷座一條ニ付、内田・武

宮・瀧間等國分江差越候事、

二月十六日

一玉里御邸ヨリ為 御饋別御招待被為 在、午前十

一時過御馬三而御出、夜入過 御歸邸、

同月廿三日

一玉里御邸江為御暇乞被為 入候事、

同月廿六日

一時過御馬三而御出、夜入過 御歸邸、

同月廿三日

一玉里御邸江為御暇乞被為 入候事、

同月廿七日

一風并不宜、明日廿八日山川御出艦之等候旨聞有之、

一昨午後十一時神戸 御着船之電報有之、

同月卅一日

一風并不宜、明日廿八日山川御出艦之等候旨聞有之、

二月三日

一今日午前八時兵庫御 發駕被遊候旨電報、

二月十七日

一昨日午後四時東京袖ヶ崎御邸江被遊 御着候段電

五月二十日

十二年六月ヨリ十二月迄一冊

一今日板倉様ヨリ○五月ノ間合ニモ先月廿二日
御婚禮 首尾能被為濟云々御前様被為

入管候三而、昨日東京より電報相達トアリ、

別勤、

八月廿一日

一照國社御建第三付、掛之方ヨリ拜借金額之云々束

京江掛合越、

九月八日

一悦之助様御事、從五位御拜命ニ付、重持為御祝儀

〔玉里〕
差越候事、

同月廿一日

一縣令渡邊千秋初、上村行徵其他縣官十三名、為月

見參邸、

十月七日

一昨日 南皇后様行啓御都合ヨシ恐悦玉里工披露セ

ヨ、今日電報也、

五月十四日

一昨日午後三十分發電報今朝達、左ノ通り、

ム、

本日午後二時後女子様御出生御丈夫恐悦御披露頃

ム、

一照國神社御建築上棟式、

一十五年一月ヨリ十二月迄一冊

一月廿五日

一照國神社御正遷宮、 御代參重持、

二月廿三日

一 紡績所器械、濱崎方ヨリ今日請取、

十六年中 一冊

三月十三日

一本日島津珍彥殿被任 照國神社官司候事、

二月廿二日

一本日下里 富姫様御上京、豊瑞丸ヨリ、

七月二日

一本日曉於東京 御男子様御誕生被遊候段電報、

八月十二日

島津珍彥殿御嫡女島津久寛殿江御婚禮去ル三日

被整候段、加勢ヨリ御届申出候、

九月十五日

一 德之助様俄ニ御不例、本日午後五時御逝去之電報

アリ、

十月廿三日

一 德之助様御遺髪并 御靈、本日午後五時比大迫藤

十郎御供ニ而御着邸、豊瑞丸ヨリ、

二十三年 一 卷帳日記ナシ問
合等ニテ記之

八月三日前之濱御出帆、佐多岬ヨリ東風ニテ波浪、

日州洋風浪強シ、瀬戸内ニ入り平海、五日午前三

時兵庫御着、薩摩屋江被為入、同日午後西京へ御登り、六日名古屋、七日静岡、八日午後四時御着

京、品川停車場江御出迎段々有之、

廿四年四月 御下縣、
二 卷帳前同冊

三月三十日東京御發程、同夜名古屋御一泊、三十

一日西京御着、四月一日御滯在、宇治へ御遊行、

菊屋ニ於テ御午飯、午後四時西京御歸館、二日午

前九時汽車ヨリ御立、午后三時神戸御着、馬車ニ

テ兵庫花壇へ御投宿、三日午後一時美濃丸 御乘

船、二時神戸出帆、四日午前十一時比ヨリ瀬戸内

ヲ出テ日州ニ出ツ、東南風惡ク船動搖、五日午前

六時麿瀬御帰着、

正二位様御事、今般 露國皇太子殿下御負傷ニ付、

天機御伺且同殿御見舞トシテ 御上京可被遊旨

被 仰出候事、

明治廿四年五月十一日

五月十二日、午後五時御出殿、小蒸氣鶴峯丸ヨリ

御乗付也、午後六時出帆、安治川丸ヨリ御上京、

此日海上極平和、

○十三日、油津及ヒ細島へ寄港、海上平穏、

○十四日午後九時四十五分、神戸港御着船、

○十五日午前八時、露國公子館ニ被為入、夫ヨリ露

國皇太子「ニコラス」親王殿下御見舞トシテ御召

艦「アズウア」號江御出アラントス、然トモ 殿

下ヨリ午後三時御迎船ヲ差上ル故ニ今時御來艦被

下タシトノコトナリ、一往ハ御辭退アラセラレ候

ヘトモ、無余義事情ニテ其意ニ任セ期刻御訪問ア

リ、殿下室階ノ下マテ出迎ヒ御室ニ御誘引、

種々御懇談ノ後、午後三時過キ御歸り、御歸途停

車場ヨリ午後五時一分發ノ汽車ヨリ御出發、七時

四十八分京都七條停車場へ御着、夫ヨリ御車ニテ

御参内、天機御伺トシテ宮内省マテ御出頭、直

ニ御退出、御旅館中村樓ニ御宿、

○十六日雨、天機御伺トシテ午前九時御馬車ニテ

御参内、天顔 御拜ニテ御退出、久邇宮へ御

見舞、午前十二時比 御歸館、

○十七日午前十時比、徳川公爵被為入、御歸後相國

寺へ 御参詣、御歸途徳川公爵旅館へ御見舞、

○十八日、晴、

○十九日午前八時廿七分發ノ汽車ヨリ神戸へ御出、

小蒸氣ニテ 露皇太子殿下へ御暇乞トシテ御召船

「アズウア」號へ被為入御際、同殿下ヨリ御懇ノ

御意アラセラレ、金杯コップ一箇被進、則御拜受

被遊候、御退艦後再ヒ御用邸へ被為入、鳳輦ノ

着御ヲ御奉迎、龍顏御拜ノ上御退出、兵庫常盤

花壇へ被為入、御晝飯後又々御用邸へ被為入、別

仕立汽車ヨリ 陛下ト御同列車ニテ御歸り、午後

五時十分西京中村樓へ御歸館、

○二十日、本日天皇陛下ヨリ 御冠棚壹箇 花瓶一對
長崎ガ古伊ニ京都御器物ノ御送トミユ

御拜領、御書附相添候事、

今般露國皇太子殿下へ御見舞向ハ勿論、殿下ヨリ結構ナル御品御拜受、且 陛下ヨリモ 御品拜

受付、御祝意トシテ御旅館中村樓ニ於テ有栖川

宮始賓顯方ヲ御招待、其人數、

有栖川宮殿下

西郷内務大臣殿 土方宮内大臣殿

青木外務大臣殿 高鳴陸軍大臣殿 德大寺侍従長

殿 黒田枢密顧問官殿 伊藤宮中顧問官 北垣京

都府知事前 長崎式部官

○廿一日午前八時、天皇陛下還幸ニ付 天機御伺

トシテ御参内、七條停車場マテ御奉送、午前十一時

時御歸館、同五十分御出發、十二時二十分汽車ヨリ御發、午後三時二十分神戸御着、午後十一時三十分御旅館御出發、筑後川丸ヘ御乗附、午後一時御出帆、

○二十二日、瀬戸内海平和、

○二十三日午前、細島港及油津寄港、夜十一時三十

分御着慶、十二時過御歸邸、

○露國皇子遭難ハ五月十一日、十三日軍艦ヘ御戻

リ之事、

○皇太子ノ挨拶

遭難ノ有様ヲ懇ニ語フレタリ、

鹿児島ニ於テ鄭重ナル歎待今ニ忘レズ、今後モ頭

脳銘ストノ謝詞、

此間希臘親王モ來ラレタリ、

後チニ大追物ヲ見セラレントキ、弓術ヲ能クセシ

人ハ爰ニ在リヤト問ハレ、東郷重持ヲ見テ大ニ其

業ヲ賞美アリ、

○十九日早旦、露國公使ヨリ皇子ノ命ヲ以テ軍艦

ヘ島津公ノ來臨ヲ請フ旨通牒アリ、因テ御出三ナ

リシナリ、

○本日午後浦塩斯徳ヘ向解纏スト 皇子言ハレタ

但鹿児島御發之當夜九時油津御泊、十一月廿一

日油津御發船ナリ、大坂ヘハ御立寄無之ト之

○寫眞ヲ互ニ送ルベシト約束アリ、

○皇太子ヨリ室内卓上ニアル所ノ天賜絨張ノ函ヲ手

白ラ開カセラレ、是ハ我國舊都莫斯科府ノ宮殿ニ

アル所ノ古キ形ヲ模型シタルモノナリ、今回ノ紀

念トシテ公ヘ進呈スルトノコトニテ、公ハ之ヲ受

ケ、永ク殿下ノ御紀念トシテ我家ニ保存スルハ勿

論、一家ノ歴史ニ傳ヘ子孫ニ遺スペシト答ヘラル、

○同年六月十八日問合

○二之丸儀、以來山下御屋敷と相唱候様 御沙汰被

為在候旨有之、

○近衛忠房公御逝去、同年七月十六日 同年同月問合、

○華族當地住居被仰出候との事、

同年九月卅日東京ヨリ問合、

○近衛篤磨様御家督御相續御願之通り被為濟云々

但縣令宛也、

○子十一月五日、濱町二丁目口ノ一番地御賣拂ニ付、

武宮江御委任状之事問合相成、同十八日地券書替

願之権理委任之委任状御差遣相成候と有之、

○從三位様・眞之助様、十年十二月廿四日暮横濱御

着、翌廿五日濱町江御着、

但鹿児島御發之當夜九時油津御泊、十一月廿一

日油津御發船ナリ、大坂ヘハ御立寄無之ト之

○翌廿九日、天機御伺トシテ御参朝 天顏御拜、

從三位様・眞之助様十一年五月十七日御着慶、

○十一年六月四日、濱町御拂可相成〔段〕否、袖ヶ

崎江御本邸替之間合、右ニ付濱町ハ先貸地御出可

然之返答、

○十一年六月廿一日、黒田長溥様從三位被叙、

○袖ヶ崎御經營十一年八月十五日方ヨリ御着手、

○櫻田・高輪御邸之米山、十一年九月問合中通計ニ得能

氏覺之次第調書有之、

○十一年十一月廿九日袖ヶ崎御邸へ御届之上引移済、

○鶴嶺神社縣社御取消一條、八年四月問合、右ニ付

教部省ヨリ土持出仕論之旨有之、

十七年十月廿一日問合、

○造士館再建願ニ付、御願書案相添、右ニ付年々金

九千四百圓ツ、御寄附之御願、四十日

但縣令宛也、

一右同断ニ付、國王様ヨリ何そ之御祝儀伺御機嫌等ニ被及候節、家老ヨリ王子井三司官方宛之書翰見写シ之事、

但同断、

一右兩条、書翰餘多之通數ニも及候ハ、齊宣以来代順ニヨリ寫取ノ上、出来候分ヨリ追々御遣シ相成候歟、又ハ都テ現書ノ伝御借シ相成候歟、何レ

テモ可然候、尤現書御借シ相成ルニ於テハ、於此方寫濟次第、早速可及御返納候事、

代順左之通、

齊宣 天明七年正月家督、

文化六年六月隱居、称溪山、

天保十二年十月逝去

齊興 文化六年六月家督、

安政六年九月逝去、

安政五年七月逝去、

忠義 安政五年十二月家督、

右条々之通、御依頼申度候事、

明治三十一年四月 磯島津邸〔印〕執事□

尚泰殿 家令御中

右付明和九年九月 重豪公御書翰写宅通、為年始

之嘉儀ト書出シタルモノ及ヒ天保二年十二月從國王様尊書致拜見候、祝姫様御婚姻ト書出シタル御家老連名三司官宛之書翰宅通写取、為見合相添候事、

○四 〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙〔記入サル〕

加治木天神馬場 三百六拾六番住 加治木天神馬場

竹内民右衛門 三百六拾六番住 竹内民右衛門

右江御家譜編集清書用紙試流方巾付置候事、

○五 〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙〔記入サル〕

御當家御家譜編集相成事候處、齊宣公天明七年御家督以来

御當代ニ至ル迄、其御家 御直元服之節

賜り候 御加冠之御書付、右御家譜中記載用三付御借用給度、寫濟ノ上ハ早速可及御返却候条、乍御手

數御都合ヲ以御差出給度、此段及御依頼候也、
〔追而燒失等ニ而當分御所藏無之候ハ、其段も乍御手数
御報給度候〕

明治廿一年五月五日 磯島津邸〔印〕執事方□

島津忠亮様 御家扶御中

明治廿一年五月八日

島津忠義様 家扶

當家 齊宣公 齊興公 齊彬公御代ヨリ 御當代迄之間、其御方様鹿兒島江御光米毎度之年月日
御滯在日數御往来筋及ヒ其節諸所江御參詣御遊行等之次第、

右同断之間、其御方様ニ御往復之御書翰類、

但可成字形程恰好等現書ノ通り御模寫、

右同断之間、重立タル事件ニ付御家老等御往復之書類、

但見寫シ、

○六 〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙〔記入サル〕

右十二家江之回章、五月五日川上東馬方江持越候様小仕事申付候事、

上封 宮崎縣那珂郡廣瀬 島津忠亮様 千六拾武番地
鹿兒島縣吉野村 島津忠義様
御家扶御中 島津忠義様
家扶

○七 〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙〔記入サル〕

今般 齊宣公御以来御家譜編集記載用ニ付、左ノ件

々御取調御差出給リ度、此段及御依頼候也、

一清國何帝冊使官姓名
同副使官姓名

預リ書

種子島家御家譜六拾九冊*

(*「平田」朱印)

明治廿一年五月十一日 磯島津邸 執事方

種子島守時殿

齊宣公天明七年 御家督以来 御當代迄之間、

御直元服之節賜リ候 御加冠之御書附、御借用給

リ候歟、又ハ御模寫^{スキウツシ}給リ候歟之事、

其御家格等之儀ニ付、仰出又ハ御達類写取之事、

但字形等大キク重立候御書類ハ御模寫給リ度事、

御名代等其他凡ソ 公室ニ闕スル御勤有之候節之

次第年月日、又ハ被 仰付候御書類等記述之事、

○八 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

十九年五月十九日

一島津右門方江者宗高名前ニ而佐多正之助殿御加冠

之御書付借用方申遣置候事、

○九 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

島津家々譜編集見合用ニ付、天明七年以後、清國ヨ

リ琉球ヘ冊使到来及ヒ江戸將軍家江琉球ヨリ使者差

立相成候毎度之事件、別紙ヶ条ニ基キ御取調御通知

被下候様致度、每事乍御手数、此段及御依頼候也、

明治廿一年六月五日 磯島津邸 執事方

尚泰殿

〔天明七年以後〕

家令御中

右、廿一年六月五日稻福親雲上江於當御邸致依頼置
候事、

(綴込、封紙ウハ書) (二錢切手ヲ貼ル)

〔斐鳴田琉球館ニ於テ (コノ箇所御便押印、一首里一及ビ「那瀬」受付
ハ五月一十七日「鹿児島着六月一十七日」)

稻福親雲上

(封紙裏書)

一何月何日帰帆

〔天明七年以後〕

將軍家代替又ハ

琉球代替ニ付江戸ヘ使者

之事

一何月何日勅書授與

箱入付

右者、島津家御家譜編集参考用トシテ正ニ預置候也、

磯島津邸

明治廿一年六月十二日 平田宗高*

種子島守時殿

○一一 (赤ノ封紙ニ記入サル)

島津忠義公御家譜編集ニ付、御先代齊宣様御以来國

王ヘノ御書翰、並ニ國王ヨリ何ソノ御祝儀尙御機嫌

申上候節、御家老衆ヨリ王子・三司官方宛ノ御書翰

寫方ヲ以テ差上候歟、又ハ現書借シ上候トモ何分可

取計旨被仰越趣致承知候、右御書翰現書並書寫ノ書

籍ハ、明治十二年廢藩混雜ノ際紛失致シ候哉、折角

查探致シ候得共見當不申候ニ付、御申越通ニハ不相

調次第御座候、此段御返答申上候也、

明治三十一年五月廿七日 尚泰家扶

摩文仁質貞

磯御邸

執事御中

右条々、年月日等不詳分ハ其譜可記、

「
沖繩中城殿ニテ
○

(封印)

摩文仁親雲上

(封印)

○清國嘉慶皇帝冊使翰林院修撰趙文楷、

中途經行ノ順次不相分。
十一月廿一日正使副使江府着、

○一二〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙三記入サル)

同副使内閣中書李鼎元、
寛政十二年夏琉球來着撰吉勅書授與、
同年冬月日不相分、

御當家御家譜編集相成事候處、齊宣公大明七年御
家督以來、御當代ニ至ル迄、其御家御直元服之節
賜リ候、御加冠之御書付、右御家譜中記載用ニ付御
借用給度、寫濟之上八早速可及御返却候条、乍御手
數御都合ヲ以御差出給度、此段及御依頼候也、

同年冬月日不相分、
追而燒失等ニ而當分御所藏無之候ハ、其段も乍
御手數御報給度候、

○比志島隼人殿
磯島津邸

同副使工科給事中費錫章、
文化五年夏琉球來着撰吉勅書授與月日不相分、
同年冬帰帆、月日不相分、

○川上東馬殿
○川上東馬(付邊)〔焼失仕候〕
○川上東馬(付邊)〔焼失仕候〕
○喜入久博殿(付邊)〔焼失仕候〕
○土岐四郎殿(付邊)〔焼失仕候〕

同副使翰林院編修高人鑑、
天保九年夏琉球來着撰吉勅書授與、月日不相分、
同年冬帰帆、月日不相分、

○清國道光皇帝冊使翰林院修撰林鴻年、
同副使江府發月日全上、

○國王代替ニ付江戸ヘノ正使大宜見王子朝規、副
使安村親方良頭、
翌年三月十三日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

○清國嘉慶皇帝冊使翰林院修撰趙文楷、
同副使内閣中書李鼎元、
寛政十二年夏琉球來着撰吉勅書授與、
同年冬月日不相分、

○比志島隼人殿
○入来院家御加勢中
鎌田正夫殿「出ツ」
○伊勢建彥殿
○小松清直殿「(付邊)焼失仕候」
(頭注)「島津助之丞方取調候處、是亦燒失之由也」

同年冬帰帆、月日不相分、
天明七年以後江戸ヘ使者立之事、
翌年三月二日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

○將軍御代替ニ付江戸ヘノ正使官野湾王子朝陽、
副使幸地親方良篤、
右従者人員不相分、

十一月廿五日正使副使江府着、
於江府登城年月不相分、
登城音樂ノ月日全上、
江府發月日全上、

○國王代替ニ付江戸ヘノ正使讀谷山王子朝敕、副
使小禄親方良頭知、
右従者人員不相分、

正使寛政二年六月十四日、副使七月廿一日鹿兒
嶋着、
但大守様御召列ノ訛不相分、

○一三(赤ノ封紙三記入サル)
天明七年以後清國ヨリ琉球ヘ冊使到来之事

鹿兒嶋發月日不相分、

鹿兒嶋發月日不相分、

但太守様御召列ノ訛不相分、

中途経行ノ順次不相分、

十一月十三日正副使江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音樂ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年二月六日正使副使トモ鹿児嶋ニ帰ル、

○將軍御代替ニ付正使浦添王子朝憲・副使座喜味

親方盛普、

右從者人員不相分、

正使天保十三年六月五日、副使六月六日鹿児嶋

着、

同年八月廿二日、正使太守様ニ隨テ鹿児嶋発、

副使同廿一日同所発、

中途經行ノ順次不相分、

十一月八日正副使江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音樂ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年三月二日正使副使トモ鹿児嶋ニ帰ル、

○國王代替ニ付正使玉川王子朝達・副使野村親方

朝宣、

右從者人員不相分、

嘉永三年六月十日正副使鹿児嶋着、

同年八月廿一日太守様ニ隨テ鹿児嶋發、

中途経行ノ順次不相分、

十月三十日江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音樂ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年二月十七日正使副使トモ鹿児嶋ニ帰ル、

○將軍御代替ニ付正使伊江王子朝忠・副使與那原

親方良恭、

右從者人員不相分、

正使安政五年五月廿七日、副使同三十日鹿児嶋

着、此時江府多事ニ逢テ延期、同九月廿六日國

ニ帰ル、

(本記事事中ノ○印ハ朱書)

嶋津忠義公御家譜編集御見合御用ニ付、清國ヨリ琉

球ヘ冊使到来及ヒ江戸ヘ琉球ヨリ使者差立候毎度ノ

事件取調御通知候様被仰越趣承知致シ候、廢藩置縣

ノ際書類紛失、雛形通り精細ノ調查難成、別紙通調

ハ方相整候分差上越候、此段御報答仕候也、

江府発月日全上、

翌年三月二日正使副使トモ鹿児嶋ニ帰ル、

儀御邸
執事

御中

○一四(別紙綴述)

清國冊使之件ニ撰吉勅書授與ト相見得、是ハ吉日ヲ

御書翰類、又ハ重立タル事件ニ付御家老往復之書類

撰ニテ勅書ヲ授トスルノ事歟、又者此之勅書ヲ撰吉

勅書ト唱フル事ナルヤト御尋向有之候段被中越致

承知候、是ハ吉日ヲ撰ニテ勅書授與ノ趣意ニ而候間、

其段御返答可被申上候、以上、

○一五(別紙綴述) 南部信順譜ナラン

七月廿九日

稻福親雲上

○一六(別紙綴述)

〔從一位〕〔神葬祭〕〔執事方帳留書抜〕
〔黒田長溥様〕

〔佛祭〕
一戸田善親院様

十八年五月十六日御逝去、

御神號御法號之訛相分リ不申候、

〔右、垂水於朝殿方江糺候留也〕

(於朝ハ信順女、垂水島津家貢教宗)

〔從三位〕〔神葬祭〕〔執事方帳留書抜〕

廿年三月七日御逝去、

當島津家御譜編集ニ付 齋宣公大明七年御家督以来

御書翰類、又ハ重立タル事件ニ付御家老往復之書類

明治廿一年十二月廿日都而返戻致置候事

内 此紙代壱束ニ付金壱円武拾錢つゝ、

○一〇 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

五帖

先達どうさ引之分、

一月四日三拾八枚

二月廿五日四拾式枚

○一月八日

親王御筆壱枚

一条忠良公御筆壱枚

壱束五帖

(甘一年十二月廿三日張物師孫兵衛
江どうさ引方トシテ渡置クナリ、

御嚴重二包

白色紙壱結

書翰式通

以上壱箱入、

掛物式幅 (幅ハ和歌筆跡
六室舟圖)

奥家系圖壱卷

右、廿一年一月廿八日、奥次郎兵衛より差出

付預リ書差出置候事、
但用紙入ル白木長持
内昌致格護商事、

○一一 (磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

拜啓、陳ハ 御家譜御編集ニ付、右材料之義叢ニ被

仰越候處、先以テ 齋宣公御代ニ係ル分取調、其余

ハ追々御送付致可然旨、猶又家文之御照会之趣致

了承候、右ハ東京邸へも申遣シ、日下取調中ニ御坐

候間、今暫之處御猶豫被下候様致度、甚遲延罷成、

御不都合ト奉存候得共、可然御諒承相願度、此段御

詫勞得尊意候也、

島津忠亮殿
家扶

明治廿一年二月廿二日

磯御邸
御家扶

同断

同断、

列朝制度

卷ノ一 卷ノ二 卷ノ三 卷ノ五 同六下 同七

同八 同十上 同十一上 同十四下 合十四冊

○一二 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

一月九日

同拾壱枚

記

一御家譜清書用紙五束

先達而加治木竹内
右箭門漢方致候分、

一月廿九日

同拾壱枚

内拾壱枚不用立、

どうさ引直し分、

○一月四日三拾八枚 ○一月七日武拾枚 ○一月八日

拾六枚

二月廿五日四拾式枚

○二月七日拾八枚

○三月十九日三拾八枚 ○三月廿五日四拾九枚

同日 五拾枚

右以前ニ孫兵衛方江受取候分是支ケニ而悉皆之由、

合計五百六拾壱枚

内凡ソ四拾枚程再どうさ引用ニ渡シタル分トシテ
残分、

紙數五百武拾壱枚

元渡高紙數六百枚ニ七拾九枚之不足、

但どうさ引損シ等不用之分、

紙數五百武拾壱枚

○一三 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

(明治廿一年三月廿三日孫兵衛江どうさ引用相渡他、省略ス)

○一四 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

(明治廿一年三月廿九日孫兵衛江相渡他、省略ス)

○一五 (別紙綴込)

(明治廿一年十月・十一月ノ用紙關係記事、省略ス)

○一六 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル)

同月廿五日

同拾式枚

同断、

同断、

同断、

右、廿一年五月廿八日編修所ヨリ借用、

直^ニ返却、受取書後^ニ綴^リ置也、
〔横切〕

同年十一月十六日同断江戸着、

同年閏十一月四日琉人登城、

十一月十六日正副使江戸着、
於江戸登城年月日不相分、

一

○二七 〔鹿児島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

昨年七月、島津家々譜編集見合用^ニ付、琉球ヨリ江戸

江戸使者差立相成候毎度之事件御取調御差出被下候

處、此節天保三年江戸江琉球より使者「^{〔平田ノ泰郎アリ〕}差立」相成候儀記載之書附見付、右ハ御差出被下候御取調之度

數中不相見得、就而八度々乍御手數、今一往御取調之上、右之度使者差立之事相分り居候ハ、昨年御

取調之箇條同様、夫々件之御記載御通知被下度、此段更^ニ及御依頼候也、

磯島津邸

明治廿二年六月廿四日 執事方

尚泰殿
家令御中

別紙可然御取計被下度、此段御依頼申上候也、

○二九 〔赤ノ野紙ニ記入サル〕

右、稻福親雲上ヨリ尋問之筋有之、右之通り記載

差遣候事、

但御用相濟次第、早速御返却相成候間、此段も為

御苦勞之至奉存候得共、磯御邸江御持參被下候様也、

氏より致承知、如此御座候也、

御心得申上添候也、

廿二年六月廿四日 平山宗高

稻福親雲上殿

追而御帰國之程合未た不相分候哉、相分タル節八乍

御手敷御しらせ被下度、乍序御伺申上候也、

○二八 〔鹿児島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

同年八月二十七日正使病死ス、議議官普天間親雲上朝典之レニ代リテ正使トナル、

別紙於此方見付得候分

天保三年辰九月朔日、御家老島津但馬殿^{日置琉人}被召列鹿児島出發、

日置郡厚地邑花尾神社々司 山田久就殿

○三一 (別紙綴込)

但太守様御召列ノ訛不相分、
代料として壱円八拾式錢御下渡被下、難有拜戴仕候、

同年十二月十三日、但馬殿被召列江戸出発、
同月九日同上野参詣、

翌年三月五日、同断鹿児島着、

江戸発月日不相分、

右、琉球ヨリ之返答也、廿二年七月下旬

○三〇 〔鹿児島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

將軍家代替リニ付而候使者歟、又ハ^{〔琉球〕}國王代替リニ付而候事歟、其訛不相知、且使者之姓名并琉球ヨリ鹿児島着津之月日等不相知候事、

聖榮自記 全部

右者、御先祖聖榮君俗稱山田出羽守忠尚御書認メ相成候書籍ニ而、御太切成御家藏物ニ候處、此節島津家

御記録事件ニ付御用見合相成儀有之候間、暑中遠方

島津家々譜編集掛

平田宗高

廿二年六月廿五日

磯島津邸

右、稻福親雲上ヨリ尋問之筋有之、右之通り記載

差遣候事、

成下候度、私より此段御依頼申上^{〔旨〕}候様、御家令東郷

氏より致承知、如此御座候也、

御心得申上添候也、

明治廿二年七月廿七日 平田宗高

磯島津邸

明治廿二年七月廿七日 平田宗高

山田久就殿

天保三年六月十三日正副使鹿児島着、

同年八月二十七日正使病死ス、議議官普天間親雲上朝典之レニ代リテ正使トナル、

別紙於此方見付得候分

天保三年辰九月朔日、御家老島津但馬殿^{日置琉人}被召列鹿児島出發、

但太守様御召列ノ訛不相分、

代料として壱円八拾式錢御下渡被下、難有拜戴仕候、

但方寸千言ニ而も宜く候得共、尚上等ニシテ

毛之こまやかな品有之候ハ、前同断、

一上田紙 三拾六束

但一ヶ月三束つ、

但別葉見本之通、
壱卷付長サ六丈つ、

同

一細真書筆

拾對

右、諸寫本用、

幅壱尺武寸程、

但うつる字取り用、毛極こまやかな向、

メ筆六拾對 本ニシテ百式拾本

下百田紙 壱束

右、諸草稿又ハ帳留類用、

右御手數之至候得共、調製方被命度、出来之上ハ袖
ケ崎邸江相廻し、代料受取候様御取計被下度、旁可
然御依頼申上候也、

高岡半紙 三拾束

但壱ヶ月平均拾本ツ

右、御家譜編集清書用、

但一ヶ月武東五帖ツ

磯島津邸

執事

明治廿四年五月七日

磯島津邸

執事

一墨

二挺

一墨

但御系圖清書用、

右、伊地知方舊記編集用、

長崎省吾殿

一方寸千言

三拾六對

右、同方地誌備考編集用、

○四四 (赤ノ算紙二記入サル)

一百田紙

五束

歴代制度七拾貳冊

目録壱冊

但一ヶ月六本つ

右之通候也、

右、烏津國史寫用并玉里御邸 御引讓御系圖清

卷之五拾貳冊

書用、

廿四年一月七日

編集方

御中

○四五 (赤ノ算紙二記入サル)

但石川正之進國史寫方御用濟之上ハ、本文御

引讓御系圖清書被仰付候様致度見込ニ候事、

清國ヨリ琉球へ冊使、京保ヨリ寛政迄ノ中間清朝ノ

右筆墨一ヶ年用之概算ニ有之、尤筆之儀ハ是迄之用

付取調御通知候様被御申越趣承知致シ、書留調査致

雍正乾隆年間、正副使官及ヒ姓名等、御記録御用ニ

右筆墨一ヶ年用之概算ニ有之、尤筆之儀ハ是迄之用

シ候得ハ、雍正ハ冊使渡來無之、乾隆廿一年ノ正副

使別紙ノ通御座候、此段御報答仕候也、

筆善惡不同ニ而例シニ難致、依而前文本數ニ而實際

有餘不足之程如何共難豫定候、此段申上候也、

附陳元輔工登瀛來琉云々、廢藩置縣ノ際書類紛失

甘四年一月六日 編集方 平田宗高

○四一 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙二記入サル

(紙漉ニ閑スル明治廿四年四月十七日付竹内民右衛門宛
平田書状、省略ス)

○四二 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙二記入サル

(明治廿四年四月・五月・九月ノ用紙書留、省略ス)

○四三 (別紙綴込) 紙圖書用紙三卷

執事方 御中

○三九 (鹿児島 磯島津家) ノ用紙二記入サル

磯御邸

執事

一ヶ年中用紙概算

乾隆皇帝冊使翰林院侍講全魁

同副使同官周煌

（別紙綴込）

（明治廿四年十二月八日付平田宛ノ太政官日誌 拾式

冊ノ請取状、省略ス）

（明治廿四年十二月八日付平田宛ノ太政官日誌 拾式

（明治廿四年十二月八日付平田宛ノ太政官日誌 拾式

（別紙綴込）

岩之助へ托シ差上候問、該御邸へ御出シ被下度、尤

預り証書ハ御受取、御遣シ被下候様奉頼候也、

但御家譜ハ箱ニ入付差上候、鍵ハ別封ニシテ送呈仕候、

廿二年

五月廿一日

高崎吉十郎

種子嶋保様

西ノ内紙抬束

此家譜六拾九冊、明治廿六年六月十日新地旅宿前田謙藏

方江返済ナリ（本文行間書）

（別紙綴込）

（付記）

本稿作成に当たり、鹿児島県史料編さん顧問五味克夫先生から種々ご助言・ご指導をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。